

消費者基本計画の施策の取組状況等に関する意見

令和 8 年 8 月 27 日

消 費 者 委 員 会

はじめに

消費者委員会は、2025 年度から 2029 年度までの 5 年間を対象とする第 5 期消費者基本計画(令和 7 年 3 月 18 日閣議決定。以下「基本計画」という。)について、2024 年 4 月及び 9 月の 2 回にわたる意見表明を行い、第 455 回消費者委員会本会議(2025 年 3 月 10 日開催)において基本計画に関する答申を決定する等、その策定プロセスに深く関わってきており、基本計画記載の施策の取組状況に高い関心を持っている。

そのため、消費者委員会から意見表明を行い基本計画にその施策が盛り込まれている取組、消費者を取り巻く特に重要な消費者問題に関わる取組、消費者の生命・身体の安全及び財産の保護等の観点から迅速な対応が求められると考えられる取組等を中心に、当委員会として基本計画の施策の取組状況等について、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）第 6 条第 2 項第 1 号イの規定に基づく調査審議を行い、意見を述べることとする。

なお、本調査審議は、基本計画中に示された 3 年目を目処に行われる中間点検ではないが、進捗状況の点検の一環であり、関係行政機関において基本計画に記載された施策の充実強化等に役立てられることを期待する。

また、今回の意見に盛り込めなかった事項については、今後、必要に応じ調査審議を行い、更なる意見表明を行うことを予定している。

1 基本的な施策について

当委員会では、前述の観点を踏まえ重要と考えられる施策に関して、関係行政機関や有識者等からヒアリングを行ったところであるが、これらの施策については、基本計画の趣旨を踏まえながらその推進に取り組まれていることを確認した。その上で、各項目について、それぞれの担当府省等に対して、以下のとおり意見を述べる。

(1) 持続可能な地方消費者行政のための機能強化及び広域連携支援

消費者庁において、地方消費者行政強化交付金の見直しが図られたこと

は一定の評価ができる。同交付金の新たな枠組みについて、地方公共団体への丁寧な周知と活用の支援を行うこと。また、地方の実情や声を継続的に反映し、必要とする地域で柔軟に交付金を活用できるよう毎年度改善に努めること。

加えて、同交付金の支援メニューとして掲げられた消費生活相談体制の広域連携の推進、相談と見守りの連携強化、消費生活相談員等の担い手確保及び人材育成の強化等については、地方消費者行政を担う自治体において特に重要度が高い課題となっている。これを踏まえ、消費者庁はこれらの取組に対する支援を推進すること。さらに、今後人口が減少し、高齢化が一段と進行することを見据え、消費生活相談員の意見も踏まえた消費生活相談のデジタル化を積極的に推進するなど、相談業務の効率化・高度化や消費生活相談員の負担軽減を図ること。

（２）情報流通プラットフォーム対処法関連施策

インターネット上の違法・有害情報の流通は深刻な状況にあり、これらに起因する消費者被害の未然防止・拡大防止が重要となっている。総務省は、インターネット上における違法・有害情報への適切な対処を図るため、情報流通プラットフォーム対処法¹に基づき対象事業者から公表される運用状況について把握するとともに、関係行政機関と連携して分析を行うこと。また、関係行政機関と連携して、情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドラインの規定の充実を図ること。

加えて、同法に規定する迅速化規律及び透明化規律の実効性が十分に担保されるよう、諸外国における取組も参考にしつつ、モニタリングの観点から消費者・消費者団体の意見を取り入れる仕組みの検討等、対象事業者の透明化への取組の推進に寄与する施策を講ずること。また、消費者被害の未然防止のため、違法・有害な情報の投稿を未然に防ぐためのU I ・ U Xを含むサービス設計上の工夫を求めること。さらに、「DIGITAL POSITIVE ACTION」の取組を推進し、デジタル空間のプレーヤーである消費者団体・消費者教育関係者との連携を行いつつ、I C Tリテラシーの向上等の情報流通の課題に取り組むこと。

（３）消費者教育の推進

社会経済環境のデジタル化を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係行政機関は、学校・地域・家庭・職域等のライフステージに応じた様々な教

¹ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）

育の場を活用しつつ、デジタルやA Iに係る「消費者力」を高めるための取組をはじめ、体系的かつ継続的な消費者教育に引き続き取り組むこと。

なお、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（令和5年3月28日閣議決定）においては、「消費者教育の取組について、その達成度を検証するため、アウトプット指標とアウトカム指標を整理し、K P Iを設定することが望ましい」とされている。消費者庁及び関係行政機関は、教材や講座の提供にとどまらず、消費者の理解や行動変容、被害防止につながっているかという観点からの検証が重要であることを踏まえ、学んだ知識を行動につなげる取組を推進し、施策の実効性向上を図ること。

また、消費者庁は、消費者教育推進地域協議会の設置や消費者教育推進計画の策定状況は地域差が生じていること、消費者教育コーディネーターについては、中核市における配置は依然として低い水準にとどまっていることを踏まえ、それぞれの地域の特性に応じた質の高い消費者教育が実現されるよう更なる取組促進を図ること。

文部科学省においては、学習指導要領の改訂や情報教育の充実に向けた検討が進められているところであるが、消費者を取り巻くデジタル環境が急速に変化し、消費行動にも変化が生じていることなどを踏まえ、キャッシュレス化への対応や生活上起こりうるリスク管理を踏まえた家計管理の充実など、自らを守り、主体的に行動できる消費者の育成に資する消費者教育について義務教育段階から取組を推進すること。

金融庁は、金融経済教育推進機構と共に、資産形成に関する知識の普及に加え、多重債務の防止、金融犯罪への対処、キャッシュレス決済の仕組み、金融商品・サービスに関する適切な判断力の向上のための教育について、引き続き充実を図ること。また、消費者の金融リテラシーの向上や金融意識・行動変容につながるよう、取組の質の向上に引き続き努めること。

（４）成年後見制度等の活用に向けた取組

今般の成年後見制度の見直しにより、新制度における補助人の代理権・取消権の対象行為が限定され、必要性が無くなったと認められれば終了できる制度となったことは、本人の自己決定権を尊重し利用しやすい制度を志向したものと理解する。一方で、事業者が判断能力の不十分さという脆弱性につけ込むような形で本人に不要又は不利益な行為をさせる、補助の開始に必要となる本人同意を妨げるような意思の誘導を行うなど、制度利用の隙間を狙った消費者被害が増加することは望ましくなく、周囲が早期に当該消費者の保護や被害回復の必要性に気付ける体制を築くこと、法制上の措置も含めた検討を進め、必要な措置を講ずることが重要である。

厚生労働省は、地域福祉における対応として、第二種社会福祉事業による本人への支援に加えて、重層的支援体制整備事業と消費者安全確保地域協議会制度との連携も引き続き推進すること。

また、新しい第二種社会福祉事業は、入院・入所等手続支援や死後事務支援が事業内容に加わるなど、現行の福祉サービス利用援助事業（厚生労働省の補助事業として社会福祉協議会が実施する場合の「日常生活自立支援事業」）を拡充するものであるが、都道府県に対する届出制であることから、多様な事業主体が参入することで事業の質を担保することが困難となる懸念がある。厚生労働省においては、事業の質を担保するための実効性ある方策を引き続き検討すること。

各市町村の中核機関は、家庭裁判所から補助人等の選任・交代・終了の判断につき意見を求められた場合の応答や、本人や関係者等からの相談を受け権利擁護支援を適切に実施するためのコーディネートを行うこと等の役割が期待されている。厚生労働省は、中核機関が全ての市町村に設置されるのみならず、上記の役割を十分に発揮することができるよう支援を行うこと。また、必要に応じて、広域連携のための取組を都道府県に促すこと。

（５）製品安全に向けた取組

ア エレベーターの安全

エレベーターの事故防止に向けた対策として、国土交通省においては、戸開走行保護装置の設置促進やエレベーターの適切な維持管理に向けた周知・啓発等、多面的な取組が進められており、それらの施策は一定の評価ができる。

しかしながら、エレベーターでの死亡事故は依然として発生していることから、引き続きエレベーターの戸開走行の危険性について、社会全体への周知を図るとともに、既設エレベーターへの戸開走行保護装置の更なる設置促進に取り組むこと²。具体的には、同装置設置費用に係る補助制度の活用を促進する観点から、地方公共団体、建築関連団体、消費者への更なる周知・働きかけや制度の使い勝手の向上、同装置の設置状況を示す表示の工夫、不動産取引における重要事項説明書に同装置の設置の有無を明記することなどが考えられる。

また、エレベーターを長期にわたり安全に使用するためには、適切な保守点検が不可欠であることから、国土交通省は、製造事業者と保守事業者

² 令和6年度の戸開走行保護装置設置率は39.5%となっている。（国土交通省報道発表資料「エレベーターへの戸開走行保護装置の設置率は4割」）https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001113.html

の間における保守点検業務に関する必要な情報の共有を一層促進し、エレベーターを安全に利用できる社会の実現に向けた施策を着実に進めること。

イ 製造物責任

消費者庁が、製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に基づく訴訟情報を継続的に収集・公表していることに加え、製造物責任について有識者・実務家へのヒアリングや海外法制の調査を実施していることが確認できた。

一方、現行の製造物責任法においては、製造物は「製造又は加工された動産」とされており、ソフトウェア自体のような無体物は対象外とされているほか、製品流通の国際化や越境 E C の発展に伴い製造業者への責任追及が困難となる場合がある。これらは消費者に不利益をもたらす可能性があるほか、公正な市場環境を維持する観点からも極めて重要な課題である。さらに、訴訟実務においては、欠陥の有無及び損害との因果関係の立証において、消費者に重い負担が課されている。

また、デジタル化の進展等を踏まえ、例えば E U では製造物責任の対象物や責任主体の範囲の拡大に加えて、被害者側の立証負担の軽減を図るなどの方向で見直しが進められているところ、仮にその方向で法改正・運用がなされた場合には、日本の現行法における保護水準との間に格差が生じることが懸念される。

消費者庁においては、製品のデジタル化や流通の国際化といった社会状況の変化、訴訟実務の実態及び海外法制の動向を踏まえ、製造物責任法の在り方について迅速に検討を進めること。

（６）賃貸住宅管理制度の実効性向上を通じた賃貸住宅における消費者の安心の確保

国土交通省において、施策の進捗管理を適切に行うためにロジックモデルや K P I を設定していること、制度の信頼性向上に資するため立入調査や監督処分を実施し、制度の周知のための取組を行ったこと、更なる制度の実効性向上のため有識者会議で検討を行ったことは、いずれも評価できる。

その上で、賃貸住宅管理が法に則り適正に行われれば、消費者が安心安全に住まいを確保でき、不動産トラブルの未然防止にも資することを踏まえ、賃貸住宅管理業者登録制度の認知度の向上やメリットの周知など、事業者にとって任意登録のインセンティブとなるような施策を講ずること。

加えて、同制度の認知度や任意登録の普及の実態等も踏まえつつ、義務的な登録の基準引下げについても検討することが重要である。

賃貸住宅関係の消費生活相談件数が高止まりであることを踏まえ、業界団体と協力して行うものも含め、今後の施策の推進に当たっては借主である消費者の観点も踏まえること。例えば、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の趣旨や考え方を踏まえることなどが挙げられる。また、問題のある事案については、必要に応じて業界団体等とも連携して対応すること。

(7) 機能性表示食品に関する対応

2024 年に発生した小林製薬株式会社の紅麹関連製品に係る事案後における機能性表示食品に関する対応については、同年 9 月 1 日付施行で、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造から最終製品の出荷に至るまでの工程への適正製造規範（以下「GMP」という。）遵守が要件化³されるとともに、機能性表示食品の届出者は、健康被害情報を収集するとともに「健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合」に都道府県知事等や消費者庁長官へ報告することが義務化された。また、機能性表示食品制度の信頼性を高める措置として、2025 年 4 月 1 日付の施行で届出者が届出後の遵守事項を遵守していることを定期的（1 年に 1 回）に自己評価し、その結果を消費者庁長官に報告する措置も開始された。GMP 遵守状況については消費者庁の専門チームが、2026 年 3 月末までに対象の 234 施設について確認を行うなど必要な対応が取られており、いずれも一定の評価ができる。

その上で、消費者庁及び厚生労働省においては、制度改正後の動向の変化や上述の制度の見直し、GMP 要件化に伴う確認結果及び健康被害情報の収集結果については定期的な公表を行うとともに、必要に応じて消費者委員会への進捗状況の報告を行うこと。

加えて、GMP に関するいわゆる 3.11 通知⁴に関連し、同事案を踏まえ 2024 年 12 月に一部改正により策定された微生物指針⁵については、あくま

³ 2026 年 8 月 31 日までは経過措置期間。

⁴ 「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」について（令和 6 年 3 月 11 日付け健生食基発 0311 第 2 号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）。

⁵ 3.11 通知のうち、「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針」の別紙として追加された「微生物等関連原材料を用いる錠剤、カプセル剤等食品の製品標準書の作成に関する指針」のこと。微生物等（藻類を含む。）の培養又は発酵工程を経て生産される原材料を用いる食品について、原材料の規格設定等の追加的な対応を求めるもの。

で自主的な取組であることから、消費者庁は、今回GMP遵守義務の範囲から除外されたサプリメントの原材料を製造等する営業者へのGMP義務化の検討と併せて、引き続き検討を行うこと。

(8) サプリメント食品に関する対応

2024年に発生した小林製薬株式会社の紅麹関連製品に係る事案に伴い、消費者委員会では、同年6月の食品表示基準の一部改正について諮問を受け、同年7月の答申と併せて、「サプリメント食品に係る消費者問題に関する意見」⁶を発出している。

その後、2025年11月から厚生労働省厚生科学審議会食品衛生監視部会及び消費者庁食品衛生基準審議会新開発食品調査部会にて「サプリメント規制の在り方」について検討が行われてきた。今般取りまとめられたサプリメント規制の在り方のうち、サプリメントの定義において、過剰摂取のおそれがあるものも「サプリメント」の範囲内と整理することが適当とされたことや、製造管理及び品質管理の在り方に関して、錠剤、カプセル剤等食品に関しては原則一律でGMPの遵守義務を求めること、健康被害情報の報告について、機能性表示食品等と同様、「健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合」に報告を義務化することは、消費者の安全の観点から一定の評価ができる。その上で、厚生労働省及び消費者庁においては、今後のGMP遵守状況の監視に当たって、既存の営業許可及び届出制度の中で、GMPの対象となる施設・業種をあらかじめ把握する方法を活用しつつ、必要な監視体制（予算、人員）を確保することにより着実に実施すること。

なお、機能性表示食品におけるGMP遵守状況の確認については現在、消費者庁の専門チームが行っているところ、今般のサプリメントの定義を定めたことにより、今後は、従前「その他のいわゆる健康食品⁷」と位置付けられていた錠剤・カプセル剤等製造施設へのGMP遵守状況の監視が新たに必要となる。この監視を着実に実施するため、消費者庁専門チームがもつ知見等をうまく食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規格基準に基づいたGMP遵守状況の監視に役立てていくことができるよう、厚生労働省は、各都道府県保健所とのノウハウ共有や技術移転のための制度設計、方策の検討を行うこと。

加えて、消費者庁は、今回GMP遵守義務の範囲から除外されたサプ

⁶ https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2024/0716_iken.html

⁷ いわゆる「健康食品」のうち、保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品）を除いたもの。

メントの原材料へのGMP義務化の検討⁸や、当面の間自主的な取組を促すこととされたグミ類へのGMP適用の扱い、今後、議論が予定されているサプリメント表示の在り方等については引き続き検討すること。また、広告規制については、2024年7月の「サプリメント食品に係る消費者問題に関する意見」にて意見を発出しているところであり、引き続き検討すること。

(9) 新未来創造戦略本部における取組と成果の本庁との連携及び全国展開

消費者庁新未来創造戦略本部は、①全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点、②消費者政策の研究拠点、③新たな国際業務の拠点等として活動している。

モデルプロジェクトについては、その成果の導入が効果的に進むよう地方公共団体への周知を図りつつ、全国展開を目指すことが重要である。一方、実証したい内容に照らして実証地域が限定的である場合など、データサンプルの蓄積が十分ではない可能性が懸念される。このため、地域ごとの実情に配慮しながら実証事業を展開するとともに、徳島県内及びその近隣地方公共団体を対象とした実証地域の拡大を図ること。また、EBPMの観点にも留意し、政策の効果検証を行いながらプロジェクトを進めること。

こうした点については、消費者庁本庁及び新未来創造戦略本部が十分に連携し、その成果を各種施策に活用することで、広く全国の消費者行政にいかされるものとする。

2 中間点検の在り方について

基本計画において示された、決定から3年目を目処に行う中間点検（以下「中間点検」という。）については、下記のとおり意見を述べる。消費者庁及び関係行政機関においては、下記の各項目において十分に検討の上、可能な限り対応されたい。

(1) 中間点検で説明すべき事項について

当委員会は、消費者行政におけるEBPMの推進について、「次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見」（2024年4月22日）をはじめ累

⁸ 現在、自主的な取組とされている微生物由来原材料に関する事項も含む。

次にわたる意見表明を行ってきたところであり、「次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見（第２回）」（2024年9月27日）においても「施策の工程管理ができる仕組みも講ずる必要がある」と指摘した。これを踏まえ、中間点検の実施に当たっては、以下の事項を明示すべきである。

①基本計画第２章２．「目指すべき社会の姿」において示されている「本計画期間中の目標」及び「2040年に向けた目標」の達成状況。

②計画最終年度における各施策及び目標に関する達成又は未達成を評価する方法。

あわせて、「１ 基本的な施策について」で意見を述べた事項についても、その実施状況や今後の取組予定を示すこと。

（２）消費者等の意見の反映について

中間点検の結果を取りまとめる際は、パブリックコメント等を行い、消費者等の意見を反映するよう努めるべきである。

３ 全体に関する事項について

関係行政機関においては、各施策の推進に当たり、その効果測定及び検証の実施も含めた更なるEBPMの推進に努めるべきである。

加えて、消費者委員会が発出する意見及び中間点検のパブリックコメント等の意見聴取の結果や、消費者を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえ、消費者庁においては、必要に応じ基本計画を改定されたい。

（以上）